

# 子育て応援特別手当 (平成21年度版) に関するお知らせ

子育て応援特別手当（平成21年度版）は、生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども一人当たり3万6千円が、平成21年10月1日を基準日として支給されます。

※申請の受け付け開始などの詳細については、支給の対象になると判断された世帯の世帯主に対し、別途ご案内いたしますので、今しばらくお待ち下さい。

（ご案内の発送は、12月中旬頃になる見込みです。今しばらくお待ち下さい。）

## 【配偶者からの暴力(DV)被害者の方へ】

いろいろなご事情で、どうしても今お住まいの市区町村に住民登録できないDV被害者の方は、平成21年10月1日から平成21年10月30日までの間に「事前申請書」を提出して下さい。提出は今お住まいの市区町村へ。

※今お住まいの市区町村と住民登録のある市区町村が同じ場合でも提出できます。

※「事前申請書」は、お住まいの市区町村窓口のほか配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、厚生労働省ホームページなどで入手できます。

### ◎ 「事前申請書」には、次の書類の添付が必要です。

□ DV被害者であることが確認できる書類

（対象となる子どもについても記載されていることなどが必要です。）

配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書

婦人相談所の発行する証明書

保護命令決定書の謄本又は正本

□ 振込口座の通帳の写し

※「事前申請書」に記載された今お住まいの住所等の情報は、住民登録をされている市区町村へは知らせません。

※子育て応援特別手当（平成21年度版）は、事前申請書を提出した市区町村ではなく、住民登録がされている市区町村から支給されます。支給の時期はそれぞれの市区町村で異なります。

※10月30日を過ぎると、事前申請は受け付けられません。この場合は、住民登録がされている市区町村へ郵送等により申請を行うこととなります。事前申請書と同じ書類の添付が必要です。（※世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です。）

※配偶者からの暴力(DV)の被害者の方については、保護のため住民基本台帳の閲覧等を制限できます（支援措置）。DV被害者の方が警察署等に相談した上で、お住まいの市区町村に支援措置を申し出ることにより、配偶者等による住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等について制限を設けることが可能です。

# テレビ放送は今、大きな進化の時代をむかえています!

新しい時代のテレビ放送を体験しに来ませんか?

## 9月24日(木) 午後2時~4時

### 南部町で地デジ説明会を実施します。

場所：南部町活性化センター・多目的ホール

実際に「地上デジタル放送」の便利さを体験していただけます。

#### ◆ デジタル放送の映像の美しさ、音の良さ

アナログ放送との違いを実感できます。

#### ◆ いつでもニュースや天気予報

リモコンのDボタンを押すだけで  
役立つ情報がすぐ画面に。

#### ◆ 見たい番組表がすぐ探せる電子番組表

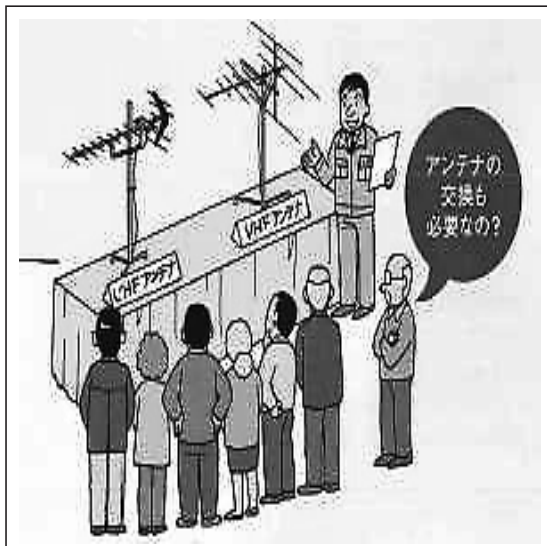
新聞のテレビ欄がボタン1つで画面に。



#### どうしてデジタル放送に 変える必要があるのでしょうか?

日本では、電波がたりなくなって困っています。  
デジタル放送に変えると35%もの電波を節約することができます。

節約した電波は交通事故の防止や緊急災害時の通信など、安全でより快適な暮らしのために活用されます。



地上デジタル放送を楽しむための  
**総務省による説明会(無料)を開催します。**  
ぜひご参加ください。

総務省 山梨県テレビ受信者支援センター (デジサポ山梨)

TEL 055-255-6038 ■平日：午前10時~午後6時まで

南部町役場 企画課 ☎66-3402

# 役場 各課の紹介

No.4

## 建設課

建設課は、公共土木係、農林土木係、管理係の三つの係で構成されており、主な業務は、町道、農林道、準用河川等の工事の設計監督及び町営住宅・公園の管理を行っています。

建設課	建設課長	若林正規	管理係	望月亮一
建設課	建設課長補佐	鈴木邦治	管理係(道路維持補修)	望月美一
建設課	建設課長補佐	尾崎龍次	管理係	山月浩
建設課	建設課長補佐	水上雄基	管理係	山口茂
建設課	建設課長補佐	岡上裕忠	管理係	望月美一
建設課	建設課長補佐	佐野勝	管理係	望月美一
建設課	建設課長補佐	本野裕	管理係	望月美一
建設課	建設課長補佐	本野裕	管理係	望月美一

## 登記室

登記室での業務は、嘱託登記及び地籍調査に関する業務を行っています。嘱託登記とは、道路などを始めとする公共事業のための用地買収で、一筆の土地の一部を買収する場合、必ず必要になってくるのが分筆登記及び所有権移転登記です。また、買収した土地を道路などとして整備し利用を開始したら、土地の地目を「公衆用道路」等に地目変更する必要があります。こういった「表示に関する登記」や「所有権移転登記」等を、所有者に代わって町が登記を行います。

◇地籍調査とは 国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積の調査をおこない地籍図と地籍簿を作成し、土地を明確化するための調査です。

◇地籍調査成果の利用 ・土地の境界、面積や地目が明確になるため、土地に関するトラブルを未然に防ぐことができます。・土地の境界確認作業が簡単に行えるため、各種公共事業における測量費用及び時間の節約ができ、事業を円滑に進めることができます。・災害等により土地の境界が不明になっても、境界線を復元することが可能なため迅速な災害復旧に役立ちます。

◇その他 地籍調査済み地区に設置した杭や金属鉄は、土地の境界を示す大切な標識となります。移動したり撤去したい場合は、南部町役場(登記室)地籍調査係へご連絡下さい。

登記係主幹 佐野 勝 地籍調査係 望月宏泰  
登記室長 佐野日出夫  
登記室長 佐野 勝  
登記室の場所 本庁舎 1階 66-13409

## 福祉保健課

福祉保健課においては、赤ちゃんからお年寄りまで幅広く町の福祉・保健関係等の業務を担当しています。

◎福祉係

「児童・母子・高齢者福祉担当」 ◇敬老祝い金・長寿祝い金の支給、介護慰労金の支給、在宅介護用品助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、児童館・放課後児童保育事業、児童・配偶者・高齢者虐待、児童手当・児童扶養手当事務、民生児童委員関係、結婚相談員関係、人権擁護委員関係、母子相談員関係、その他福祉全般に関すること

「障害福祉担当」 ◇福祉タクシー券助成事業、重度心身障害者医療費助成事業、障害児通学等助成事業、身体障害者手帳・療育手帳申請・交付事務、障害者自立支援法に関する事務、「ふきのとう」関係、その他障害福祉全般に関すること

◎介護保険係 ◇介護保険料、介護申請・認定・交付事務、介護保険給付、住宅改修・福祉用具購入、地域支援事業(介護予防等)、地域密着型介護サービス事業、その他介護保険全般に関すること

◎健康増進係 ◇特定健診・保健指導、各種がん検診、婦人科健診、妊婦健診、乳幼児健診、乳幼児・学校予防接種、母子手帳交付、子育て支援医療費助成事業、日赤関係、自立支援医療(精神医療)事務、愛育会関係、食生活改善推進員会関係、「あじさい工房」関係、その他健康増進全般に関すること

◎地域包括支援センター ◇要支援1・2ケアプラン作成、介護保険サービス利用相談、地域支援事業(ファミリーハピリ教室等)、認知症サポート事業、家族介護者教室、介護支援専門員支援・研修、その他保健・医療・介護・福祉などの総合的な相談に関すること

福祉保健課長 四條和彦

福祉係 「児童・母子・高齢者福祉担当」

笠井洋伯 近藤利也 山本泰輝

遠藤和美(兼任センター)

渡邊幸博 大倉直也

佐野憲一 金森永次(理学療法士)

佐野千代子 山本 馨

藤田智恵美 望月みち子 市川裕理

地域包括支援センターの場所 役場分庁舎

地域包括支援センターの場所 役場分庁舎

福祉保健課の場所 役場分庁舎

地域包括支援センターの場所 役場分庁舎

直通電話 分庁舎 64-14836